年度」に、「（以下この号」を「（第八号」に改め、「他の対象年度」という。）」の下に「の前事業年度」を加え、「当該特定対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である」を「零を超える」に、「とする」を「又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当する場合とする」に改め、同号を同項第四号とし、同項に次の四号を加える。

五　第五項第一号イに定める要件は、当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該合計額に対する割合が百分の一（当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度である場合には、百分の〇・五）以上であることとする。

六　第五項第一号ロに定める要件は、当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を超えることとする。

七　第五項第二号に掲げる要件は、当該通算法人及び他の通算法人の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超えることとする。

八　第五項各号列記以外の部分に規定するいずれにも該当しない場合は、当該通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当しない場合とし、同項各号列記以外の部分に規定する政令で定める場合は、当該通算法人の対象年度及び他の対象年度の所得の金額の合計額が当該対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合として政令で定める場合とする。

第四十二条の十三第九項中「第五項第一号イ及びロに掲げる金額」を「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」に、「第七項第三号」を「第七項第五号及び第六号」に改める。

第四十二条の十四第一項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同項の表の第二号の上欄中「第四十二条の九第二項」を「第四十二条の九第一項の規定又は同条第二項」に改め、同号の下欄中「同項」を「同条第一項」に改め、同表の第八号を同表の第十一号とし、同表の第七号を同表の第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第四十二条の十二の六第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額

第四十二条の十四第一項の表の第六号を同表の第八号とし、同表の第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同表の第二号の次に次の二号を加える。

三　第四十二条の十第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
四　第四十二条の十一第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額

第四十二条の十四第四項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第五項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第四十四条の四　青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

二　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

2　青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第三号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該基盤確立事業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該基盤確立事業用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項中「法人が、」を「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち」に、「次の表の各号の第一欄」を「当該各号の第二欄」に、「地区又は地域内」を「区域内」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「各号の第三欄」を「各号の第四欄」に、「（同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち」を「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（」に、「除き、同表の第一号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」を「除く」に、「（一の生産等設備を構成する工業用機械等」を「（一の生産等設備を構成するもの」に改め、「同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては」及び「、同表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、それぞれ」を削り、「それぞれ二十億円又は十億円」を「二十億円」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同項の表を次のように改める。